

改正

昭和38年 3 月22日 条例第 6 号  
昭和41年 3 月30日 条例第20号  
昭和48年 3 月30日 条例第 5 号  
昭和52年10月20日 条例第26号  
昭和55年 3 月31日 条例第 5 号  
昭和60年 3 月30日 条例第 1 号  
平成 2 年12月19日 条例第28号  
平成 4 年 3 月26日 条例第 5 号  
平成 7 年10月17日 条例第39号  
平成 8 年10月15日 条例第36号  
平成11年10月15日 条例第36号  
平成12年 3 月27日 条例第23号  
平成13年12月21日 条例第51号  
平成17年 3 月29日 条例第13号  
平成18年12月22日 条例第68号  
平成23年12月20日 条例第36号  
平成30年 3 月23日 条例第 6 号  
令和 2 年 3 月24日 条例第 6 号  
令和 2 年 7 月17日 条例第30号  
令和 4 年 3 月24日 条例第 4 号  
令和 7 年 3 月25日 条例第 1 号  
令和 7 年 3 月25日 条例第11号

香川県青少年保護育成条例をここに公布する。

香川県青少年保護育成条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

## 第2章 優良な興行及び図書等の推奨（第5条）

## 第3章 青少年の福祉を阻害するおそれがある営業の制限等

### 第1節 有害興行、有害図書等及び有害がん具類等の制限（第6条―第9条）

### 第2節 有害広告物及び有害広告文書等の制限（第10条・第10条の2）

### 第3節 無店舗型電話異性紹介営業に係る利用カードの制限（第10条の3―第10条の6）

### 第4節 保護者等の申出（第11条）

### 第5節 物品質受入等及び古物等の買受け等の制限（第12条―第14条）

## 第4章 青少年の福祉を阻害するおそれがある行為の制限（第15条―第17条の2）

### 第4章の2 青少年のインターネット利用環境の整備（第17条の3―第17条の5）

## 第5章 雑則（第18条―第21条）

## 第6章 罰則（第22条―第30条）

### 附則

青少年は、次の社会をになうものであるから、何人も、これら青少年を愛護し、かつ、心身ともに健やかに育成されるように努める責務がある。したがって何人も、青少年の心身の発達に有害な影響を与える等その福祉を阻害するような行為をしてはならない。もしかゝる行為がなされ又はその行為のおそれがあるときは、各自がそれぞれ責任をもってこれを防止し、これらの行為から青少年を安全に保護するように努めなければならない。この趣旨に基づいて、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図ることを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 青少年 18歳未満の者をいう。
- （2） 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人とする。）、児童福祉施設の長、寄宿舍の舎監又は雇用主その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- （3） 興行 映画、演劇、演芸、観せ物、紙芝居等を公衆に観せ、又は聞かせることをいう。
- （4） 図書等 書籍、雑誌、文書、図画、写真並びにテープ（録音又は録画済みのものに限る。）、

録音盤、ビデオディスク、映写用の映画フィルム及びスライドフィルムその他の映像又は音声  
が記録されている物をいう。

(5) がん具類等 がん具その他これに類するもの及び刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和  
33年法律第6号）第2条第2項に定める刀剣類を除く。）をいう。

(6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（情報通信の技術  
を利用して送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、  
販売又は貸付けを行うことができる設備を有する自動販売機又は自動貸付機をいう。

(7) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり  
札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれら  
に類するものをいう。

(8) 広告文書等 広告のため配布される文書、図画その他の物をいう。

(9) 利用カード 無店舗型電話異性紹介営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する  
法律（昭和23年法律第122号）第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。以下  
同じ。）を利用するために必要な情報が記録されているカードその他の物であって、当該無店  
舗型電話異性紹介営業を利用する時間、回数その他の数量に応じた対価をもって販売されるも  
のをいう。

（県の責務）

**第3条** 県は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する県の施策の内容を県民に公表しなければならない。

（適用上の注意）

**第4条** この条例の適用にあたっては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、県民の権利を  
不当に侵害しないように留意しなければならない。

## **第2章 優良な興行及び図書等の推奨**

**第5条** 知事は、次に掲げるもので、青少年を健全に育成する上に有益であると認めるものを推奨  
することができる。

(1) 興行で、その内容が特に優れていると認められるもの

(2) 図書等で、その内容が特に優れていると認められるもの

## **第3章 青少年の福祉を阻害するおそれがある営業の制限等**

### **第1節 有害興行、有害図書等及び有害がん具類等の制限**

（業者等の自主規制）

**第6条** 興行を主催する者又は図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者（以下「図書等取扱業者」という。）は、興行又は図書等の内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年に当該興行を見せ、若しくは聴かせ、又は当該図書等の販売、頒布、交換、贈与、貸付けその他これに準ずる行為（以下「販売等」という。）をし、若しくは当該図書等を閲覧させ、若しくは視聴させないように努めなければならない。

2 がん具類等の取扱いを業とする者は、がん具類等の形状、構造又は機能が人体若しくは財産に危害を及ぼし、又は著しく性的感情を刺激するため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年に当該がん具類等の販売等をしないように努めなければならない。

3 自動販売機等による図書等又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者（以下「特定自動販売機等業者」という。）は、図書等の内容が著しく性的感情を刺激し、若しくは甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき、又はがん具類等の形状、構造若しくは機能が人体若しくは財産に危害を及ぼし、若しくは著しく性的感情を刺激するため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年が当該図書等又はがん具類等を購入し、又は借りるおそれがある場所に設置されている自動販売機等に当該図書等又はがん具類等を収納しないように努めなければならない。

（有害興行等の観覧の禁止）

**第7条** 知事は、興行の内容が、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、その興行の内容の全部又は一部を指定して、青少年にそれを観せないようにすることができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を県報に登載して公示しなければならない。

3 知事は、第1項の指定をした際、現に当該興行を主催している者に通知しなければならない。

4 第1項の指定のあった興行を主催する者は、第2項の公示があったとき、又は前項の通知を受けたときは、規則の定めるところにより指定のあった旨を掲示しなければならない。

5 興行を主催する者は、第1項の指定のあった興行の内容を青少年に観せてはならない。ただし、教育等の必要により、特に知事の許可のあった場合は、この限りでない。

6 保護者は、その監護にかかる青少年に第1項の指定のあった興行の内容を観せないように気をつけなければならない。

(有害図書等の販売等の禁止等)

**第8条** 次に掲げる図書等は、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある図書等とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、著しく性的感情を刺激する姿態又は性的な行為で青少年の福祉を阻害するおそれがあるものとして規則で定めるもの（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) テープ（録画済みのものに限る。）、ビデオディスク、映写用の映画フィルムその他の映像が記録されている物であつて、卑わいな姿態等を描写した場面の時間が合わせて3分を超えるもの
- (3) 図書等であつて、表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの
- (4) 図書等の審査を行う団体で知事の指定を受けたものが、青少年に販売等をし、閲覧させ、又は視聴させることが不適當であると認めた図書等で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

2 知事は、前項各号に掲げる図書等のほか、内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認める図書等を青少年の福祉を阻害するおそれがある図書等として指定することができる。

3 知事は、第1項第4号の指定をしたときはその旨及び同号の当該団体が定める方法を、前項の規定による指定をしたときはその旨を県報に登載して公示しなければならない。

4 図書等取扱業者は、青少年に第1項各号に掲げる図書等又は第2項の規定による指定を受けた図書等（以下これらを「有害図書等」という。）の販売等をしてはならない。

5 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう規則で定める方法により有害図書等を他の図書等と明確に区分し、かつ、屋内の容易に監視できる場所にまとめて陳列した上で、有害図書等の販売等をする場合にあっては、その陳列場所の見やすい箇所に、青少年には有害図書等の販売等をすることができない旨を掲示しなければならない。

6 図書等取扱業者は、その営業の場所において、青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聴かせないように気を付けなければならない。

7 保護者は、その監護に係る青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聴かせないように気を付けなければならない。

8 知事は、有害図書等について、第5項の規定による陳列又は掲示がされていないと認めるときは、図書等取扱業者に対し、有害図書等の陳列方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

9 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

(有害がん具類等の販売等の禁止等)

**第8条の2** 次に掲げるがん具類等は、著しく性的感情を刺激し、青少年の福祉を阻害するおそれがあるがん具類等とする。

(1) 専ら性的な行為の用に供するがん具類等であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 使用された下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

2 知事は、前項各号に掲げるがん具類等のほか、形状、構造又は機能が人体若しくは財産に危害を及ぼし、又は著しく性的感情を刺激するため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるがん具類等を青少年の福祉を阻害するおそれがあるがん具類等として指定することができる。

3 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を県報に登載して公示しなければならない。

4 がん具類等の取扱いを業とする者は、青少年に第1項各号に掲げるがん具類等又は第2項の規定による指定を受けたがん具類等（以下これらを「有害がん具類等」という。）の販売等をしてはならない。

5 保護者は、その監護に係る青少年に有害がん具類等を所持させないように気を付けなければならない。

(特定自動販売機等の設置等の届出)

**第8条の3** 特定自動販売機等業者は、図書等又はがん具類等に係る自動販売機等（以下「特定自動販売機等」という。）を設置しようとするときは、特定自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定自動販売機等の設置場所

(3) 第8条の5に規定する特定自動販売機等管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) その他規則で定める事項

2 前項の届出をした者は、その届出に係る同項第2号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る特定自動販売機等の使用を廃止したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定自動販売機等への表示)

**第8条の4** 特定自動販売機等業者は、特定自動販売機等ごとに、前条第1項第1号及び第3号に掲げる事項その他規則で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(特定自動販売機等管理責任者の設置)

**第8条の5** 特定自動販売機等業者は、特定自動販売機等ごとに、当該特定自動販売機等が設置されている市町に住所を有する者で当該特定自動販売機等を適正に管理することができるものを特定自動販売機等管理責任者として置かなければならない。ただし、特定自動販売機等業者が、当該特定自動販売機等が設置されている市町に住所を有し、かつ、当該特定自動販売機等の管理を自ら適正に行うことができると知事が認めるときは、自ら特定自動販売機等管理責任者となることができる。

(特定自動販売機等への有害図書等又は有害がん具類等の収納の禁止等)

**第8条の6** 特定自動販売機等業者及び特定自動販売機等管理責任者は、有害図書等又は有害がん具類等を特定自動販売機等に収納してはならない。

2 特定自動販売機等業者及び特定自動販売機等管理責任者は、特定自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具類等が第8条第2項又は第8条の2第2項の規定による指定を受けたときは、当該図書等又はがん具類等を当該特定自動販売機等から直ちに除去しなければならない。

(適用除外)

**第9条** 第8条の3から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に設置される特定自動販売機等については、適用しない。

## **第2節 有害広告物及び有害広告文書等の制限**

(有害広告物の制限)

**第10条** 知事は、広告物の形態又は内容が、著しく性的感情を刺戟し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、広告主又は広告物の管理者に対し、その広告物の形態又は内容の変更その他必要な措置を命じることができる。

(有害広告文書等の制限)

**第10条の2** 卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載した広告文書等は、著しく性的感情を刺激し、青少年の福祉を阻害するおそれがある広告文書等（次項において「有害広告文書等」という。）とする。

2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に有害広告文書等の配布をすること。

(2) 青少年が居住している住居に有害広告文書等の配布(規則で定める方法による配布を除く。)をすること。

(3) 次に掲げる施設の敷地内において有害広告文書等の配布をすること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

ウ その他多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

### **第3節 無店舗型電話異性紹介営業に係る利用カードの制限**

(利用カードの販売等の禁止)

**第10条の3** 何人も、青少年に利用カードの販売等をしてはならない。

(利用カード自動販売機の設置の禁止)

**第10条の4** 何人も、利用カードに係る自動販売機（以下「利用カード自動販売機」という。）を設置してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に設置される利用カード自動販売機及び青少年が利用カードを購入することを防止する措置が講じられていると知事が認める利用カード自動販売機で屋内に設置されるものについては、この限りでない。

(利用カード自動販売機の設置等の届出)

**第10条の5** 前条ただし書に規定する利用カード自動販売機を設置しようとする者は、利用カード自動販売機ごとに、設置の日の10日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 利用カード自動販売機の設置場所

(3) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第2号に掲げる事項の変更をしようと

するときは、当該変更の日の10日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第1号若しくは第3号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る利用カード自動販売機の使用を廃止したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(利用カード自動販売機及び利用カードへの表示)

**第10条の6** 利用カード自動販売機を設置する者は、利用カード自動販売機ごとに、前条第1項第1号に掲げる事項その他規則で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

- 2 利用カード自動販売機を設置する者は、当該利用カード自動販売機により販売する利用カードには、当該利用カードに係る無店舗型電話異性紹介営業による青少年の福祉の阻害を防止するための表示を規則で定めるところにより行わなければならない。

#### **第4節 保護者等の申出**

**第11条** 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、知事に対し、第7条第1項、第8条第2項、第8項若しくは第9項、第8条の2第2項又は第10条の措置をとるよう申出をすることができる。

#### **第5節 物品質受入等及び古物等の買受け等の制限**

(物品質受入等の制限)

**第12条** 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第1項の質屋営業を営む者は、青少年又はその委託を受けた者から、物品（有価証券を含む。以下同じ。）を質にとり、又はこれらの者に対し、物品をもって弁済に充てる約款を附して金銭を貸し付けてはならない。

(古物等の買受け等の制限)

**第13条** 古物（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物をいう。）、廃品又はくず（以下「古物等」という。）の取引を業とする者は、青少年又はその委託を受けた者から、古物等を買受け、若しくは古物等の販売の委託を受け、又はこれらの者と古物等を交換してはならない。

(適用除外)

**第14条** 前2条の規定は、民法（明治29年法律第89号）又はその他の法令により成年者と同一の行為能力を有するものと認められる青少年がその営業を営むについて前2条の行為の相手方となる場合又は保護者の嘱託若しくは同意を得たと認めるに足る相当な理由がある場合その他正当な理由がある場合には、これを適用しない。

#### **第4章 青少年の福祉を阻害するおそれがある行為の制限**

(深夜外出の制限等)

**第15条** 保護者は、午後11時から翌日午前4時までの間（以下「深夜」という。）、その監護に係る青少年が外出する場合においては、保護者が自ら同行するか、又は成年者に嘱託して同行させるように注意しなければならない。ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 何人も、正当な理由がないのに、深夜、保護者の嘱託を受けず、又はその承諾を得ないで青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 次に掲げる者は、正当な理由がないのに、深夜、当該興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

(1) 興行を主催する者

(2) 個室又は他から容易に見通すことができない区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業を営む者

(3) 客にスポーツをさせ、又はカラオケ装置その他の設備を設けて遊戯をさせる営業で規則で定めるものを営む者

4 前項各号に掲げる者は、深夜に興行又は同項第2号若しくは第3号に規定する営業を行う場合には、当該興行又は営業の場所に、規則で定めるところにより深夜における青少年の入場を拒む旨を掲示しなければならない。

(淫行又は猥せつ行為等の禁止)

**第16条** 何人も、青少年に対し、淫行又は猥せつの行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

**第16条の2** 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第17条の4第1項において同じ。）その他の記録をいう。第24条第11号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

**第17条** 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされるおそれがあり、又は青少年がこれらの

行為を行うおそれがあることを知って、場所を提供し、又は場所の提供を周旋してはならない。

- (1) 第16条の行為
  - (2) と博又は暴行
  - (3) 飲酒又は喫煙
  - (4) 大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤（覚せい剤原料を含む。）の使用
  - (5) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用
  - (6) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料の不健全な使用
- (入れ墨を施す行為等の禁止)

**第17条の2** 何人も、正当な理由がないのに青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周せんしてはならない。

#### **第4章の2** 青少年のインターネット利用環境の整備

(インターネットの利用に係る保護者等の努力義務)

**第17条の3** 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェア（法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングソフトウェアの利用に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧等の防止措置)

**第17条の4** 保護者は、法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項

に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。第4項において同じ。)を利用しない旨の申出をするとき、又は法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。第4項において同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、これらの申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面(電磁的記録を含む。第3項において同じ。)を携帯電話インターネット事業者等(法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット事業者等は、法第14条の規定により青少年又は保護者に対して同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明し、及びこれらの内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者等は、第1項の規定により書面の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該書面又は当該書面に記載され、若しくは記録された理由及び事項を記載した書類を保存しなければならない。

4 知事は、前3項の規定又は法第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条の規定の施行に必要な限度において、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務(法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。)の提供を受けていると認められる青少年の保護者若しくは法第16条本文の規定によりフィルタリング有効化措置を講じなければならない場合においてこれを講じなかったと認められるときの当該青少年の保護者(規則で定める者に限る。)に対し、質問し、又は資料の提示その他の必要な協力を求めることができる。

(携帯電話インターネット事業者等に対する勧告等)

**第17条の5** 知事は、携帯電話インターネット事業者等が前条第2項若しくは第3項の規定又は法第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者等がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第5章 雑則

(諮問)

**第18条** 知事は、第5条の規定による推奨をし、第7条第1項、第8条第1項第4号若しくは第2

項若しくは第8条の2第2項の規定による指定をし、又は第10条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、香川県児童福祉審議会又は香川県教育委員会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要するために諮問するいとまがないときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により香川県児童福祉審議会又は香川県教育委員会の意見をきかないで前項本文の指定、推奨又は措置命令をしたときは、香川県児童福祉審議会又は香川県教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(立入調査)

**第19条** 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、興行場その他の営業所（特定自動販売機等又は利用カード自動販売機の設置場所を含む。）に立ち入り、調査を行わせ、関係人から資料の提供を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

- 2 前項の手続は、必要の最小限度において行うべきであって、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。
- 3 当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に対してこれを提示しなければ、第1項に規定する職務を行うことができない。
- 4 前項の証票の様式は、規則で定める。
- 5 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保護者への通告)

**第20条** 警察官若しくは少年補導職員又は児童委員、保護司、児童福祉司その他当該職員は、深夜、外出中の青少年を発見し、これを放置すればその青少年の福祉を害するおそれがあると認めるときは、速やかに、保護者にその旨を通知し、当該青少年の引取りを求める等その保護に必要な適宜の措置をとらなければならない。

- 2 前項の規定により青少年を保護するに当っては、常に懇切、かつ誠意ある態度をもって臨み、その信頼を受けるように努めなければならない。

(委任)

**第21条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

**第22条** 第16条の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

**第23条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条の規定に違反した者
- (2) 第17条の2の規定に違反した者

**第24条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第5項の規定に違反した者
- (2) 第8条第4項の規定に違反した者
- (3) 第8条第9項の規定による知事の命令に違反した者
- (4) 第8条の2第4項の規定に違反した者
- (5) 第8条の6の規定に違反した者
- (6) 第10条の規定による知事の命令に違反した者
- (7) 第10条の2第2項の規定に違反した者
- (8) 第10条の3の規定に違反した者
- (9) 第10条の4の規定に違反した者
- (10) 第15条第3項の規定に違反した者
- (11) 第16条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者であって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者
  - イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を求めた者

**第25条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の規定に違反した者
- (2) 第13条の規定に違反した者

**第26条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第4項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- (2) 第8条の3の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第8条の4の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- (4) 第10条の5の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第10条の6第1項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- (6) 第10条の6第2項の規定に違反した者
- (7) 第15条第2項の規定に違反した者
- (8) 第15条第4項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- (9) 第19条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳

述をした者

**第27条** 第7条第5項、第8条第4項、第8条の2第4項、第10条の2第2項、第10条の3、第12条、第13条、第15条第2項若しくは第3項、第16条、第17条又は第17条の2の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第22条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

**第28条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第23条から第26条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

**第29条** 第22条から前条までの規定に該当する場合においても、刑法（明治40年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他法律に正条があるときは、これらの法律による。

**第30条** この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から、施行する。ただし、第16条から第21条までの規定は、公布の日から起算して1ヶ月を経過した日から、これを施行する。

#### 附 則（昭和38年3月22日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和41年3月30日条例第20号）

この条例は、昭和41年5月1日から施行する。

#### 附 則（昭和48年3月30日条例第5号）

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

#### 附 則（昭和52年10月20日条例第26号）

この条例は、昭和52年12月1日から施行する。

#### 附 則（昭和55年3月31日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に自動販売機を設置している自動販売機による図書の販売業者は、この条例の施行の日から30日以内に、当該自動販売機ごとに、改正後の香川県青少年保護育成条例第

8条の3第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、改正後の香川県青少年保護育成条例第8条の3第1項の規定による届出をした者とみなす。

4 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

6 附則第4項の違反行為をした者が青少年であるときは、同項の罰則は、青少年に対しては適用しない。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（昭和60年3月30日条例第1号）**

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年4月10日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成2年12月19日条例第28号）**

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

**附 則（平成4年3月26日条例第5号）**

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

**附 則（平成7年10月17日条例第39号）**

1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成7年10月18日から施行する。

2 この条例の施行により新たに図書等に含まれることとなる物に係る自動販売機をこの条例の施行の際現に設置している自動販売機による図書等の販売業者についての改正後の香川県青少年保護育成条例第8条の3第1項の規定の適用については、同項中「設置しようとするときは」とあるのは、「設置しているときは、香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成7年香川県条例第39号）の施行の日から30日以内に」とする。

**附 則（平成8年10月15日条例第36号）**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、第22条第1項の

改正規定は公布の日から起算して20日を経過した日から、同条第2項を削る改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている特定自動販売機等についての改正後の第8条の3第1項の規定の適用については、同項中「設置しようとするときは」とあるのは、「設置しているときは、香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成8年香川県条例第36号）の施行の日から起算して30日以内に」とする。
- 3 この条例の施行の際現に営まれているテレホンクラブ等営業についての改正後の第10条の3第1項の規定の適用については、同項中「営もうとする者は」とあるのは「営んでいる者は」と、「営業の開始の日の10日前までに」とあるのは「香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成8年香川県条例第36号）の施行の日から起算して30日以内に」とする。
- 4 前項の規定により読み替えられた改正後の第10条の3第1項の規定による届出に係るテレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2年を経過する日までの間は、改正後の第10条の4の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ名等を記載した広告物については、施行日から起算して3月を経過する日までの間は、改正後の第10条の6第1項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に設置されている利用カード自動販売機についての改正後の第10条の9第1項の規定の適用については、同項中「設置しようとする者は」とあるのは、「設置している者は」と、「設置の日の10日前までに」とあるのは「香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成8年香川県条例第36号）の施行の日から起算して30日以内に」とする。
- 7 前項の規定により読み替えられた改正後の第10条の9第1項の規定による届出に係る利用カード自動販売機については、施行日から起算して3月を経過する日までの間は、改正後の第10条の8の規定は、適用しない。

**附 則**（平成11年10月15日条例第36号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成11年10月規則第64号で、同11年11月1日から施行）

**附 則**（平成12年3月27日条例第23号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年12月21日条例第51号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成14年3月規則第18号で、同14年4月1日から施行）

**附 則**（平成17年3月29日条例第13号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 目次の改正規定、第2条の改正規定（同条第1号に係る部分を除く。）、第6条第3項及び第9条の改正規定並びに第4章の次に1章を加える改正規定 公布の日
- （２） 第14条の改正規定 規則で定める日

（平成17年3月規則第21号で、同17年4月1日から施行）

**附 則**（平成18年12月22日条例第68号）

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

**附 則**（平成23年12月20日条例第36号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月23日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第17条の4第2項から第4項までの規定に違反していると認める者に係る勧告及び公表に関する規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年3月24日条例第6号）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年7月17日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和4年3月24日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（香川県青少年保護育成条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 次の各号に掲げる者については、第1条の規定による改正後の香川県青少年保護育成条例第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - （１） 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第2条

第3項の規定によりなお従前の例により成年に達したものとみなされる者

- (2) 改正法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされる者

**附 則**（令和7年3月25日条例第1号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

**附 則**（令和7年3月25日条例第11号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和7年3月規則第13号で、同7年4月1日から施行）